

【学校において予防すべき感染症】 出席停止の基準

種類		出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（SARS）		
	急性灰白随炎（ポリオ）		
	鳥インフルエンザ（H 5 N 1）		
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の伝染病	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
		伝染性濃疱疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

【2023 年 5 月 8 日 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い変更】